

区長報告第五号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和八年四月十四日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和八年六月十六日

港区長 清 家 愛

記

令和七年三月二十一日議決を得た工事請負契約（港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事）の契約金額「三億三千百三十五万五千五百八十五円」を「三億二千九百二万七十四円」に、工期「契約締結の日の翌日から令和八年七月三十一日まで」を「契約締結の日の翌日から令和八年十二月二十八日まで」に変更する。